令和5年度心身障害者扶養保険資金
運用概況書

令和6年10月

独立行政法人福祉医療機構

WELFARE AND MEDICAL SERVICE

1.運用結果の概要（総括）

○ 令和5年度の心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の**収益率は 6.60%（時間加重収益率6.56%）**となりました。扶養保険資金の運用については、**各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）並みの収益率を確保することを目的**としており、**概ねベンチマーク収益率を確保**しています。

（単位：百万円）

	令和5年度					ベンチマーク
	収益額	収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	実績トラッキング・エラー	
国内債券	▲ 233	▲2.19%	▲2.20%	＋ 0.01%	0.04%	NOMURA-BPI総合
国内株式	▲ 1,469	41.89%	41.34%	＋ 0.55%	0.03%	TOPIX（配当込み）
外国債券	822	15.22%	15.27%	▲ 0.05%	0.06%	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円貨換算）
外国株式	2,812	42.60%	42.92%	▲ 0.32%	0.04%	MSCI KOKUSAIインデックス（配当込み、税引き前、円貨換算）
運用資産計	1,932	—	—	—	—	—
短期資産	326	—				
資産合計	2,258	6.60%				

※超過収益率の主な要因
国内株式：売買要因（期中に短期資産への取り崩しに伴う売却を行ったことによるもの）
外国株式：配当課税要因（ベンチマークは非課税扱いだが当機構のファンドは課税扱いとなることから、税金による差が生じたため）

【ベンチマーク収益率の年間推移】（令和5年3月末を100とした場合の推移）

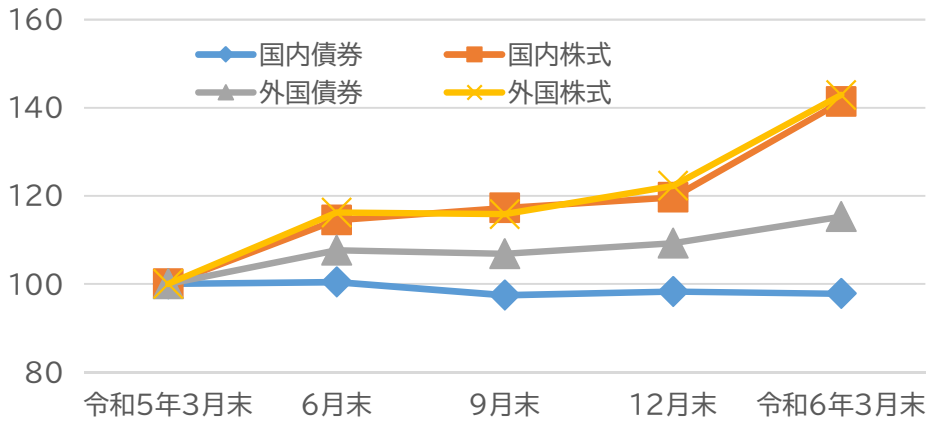

（注1）各運用資産の収益率は時間加重収益率、資産合計の収益率は修正総合収益率（信託報酬等控除前）です。
（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

1.運用結果の概要（総括）

○ 令和6年3月末の扶養保険資金の**運用資産額は 696億円（前年度比 ＋19億円）**となり、**短期資産を含めた資産合計では 717億円（前年度比＋23億円）**となりました。

※内訳は運用益＋44億円、年金給付のための取崩▲25億円（内訳：国内株式25億円）
保険金収入増加による短期資産の増加＋3億円

○ 令和6年3月末時点の各資産の構成割合は、**全て基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっています。**

（単位：百万円）

	令和6年3月末時点			基本ポートフォリオ	
	運用資産額	構成割合	乖 離 幅		乖離許容幅
国　内　債　券	49,110	70.5%	▲ 6.0%	76.5%	±8%：68.5～84.5%
国　内　株　式	4,884	7.0%	＋ 2.0%	5.0%	±2%：3.0～7.0%
外　国　債　券	6,219	8.9%	＋ 0.4%	8.5%	±2%：6.5～10.5%
外　国　株　式	9,412	13.5%	＋ 3.5%	10.0%	±5%：5.0～15.0%
運 用 資 産 計	69,625	100.0%	—	100.0%	—
短　期　資　産	2,058	—	—		
資　産　合　計	71,683	—	—		

（注1）運用資産額は、未収収益及び評価損益を考慮した時価総額です。
（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。
（注3）基本ポートフォリオの構成割合及び乖離許容幅は、令和5年4月1日付で次のとおり変更しています。
【 国内債券76.5%（±8%）、国内株式5.0%（±2%）、外国債券8.5%（±2%）、外国株式10.0%（±5%）】

2. 収益率

(1)四半期別収益率

令和5年度の資産合計の収益率(修正総合収益率、信託報酬等控除前)は、第2四半期はマイナスでしたが、第3四半期にプラスに転じ、**通期では 6.60%**(信託報酬等控除後では6.56%)となりました。

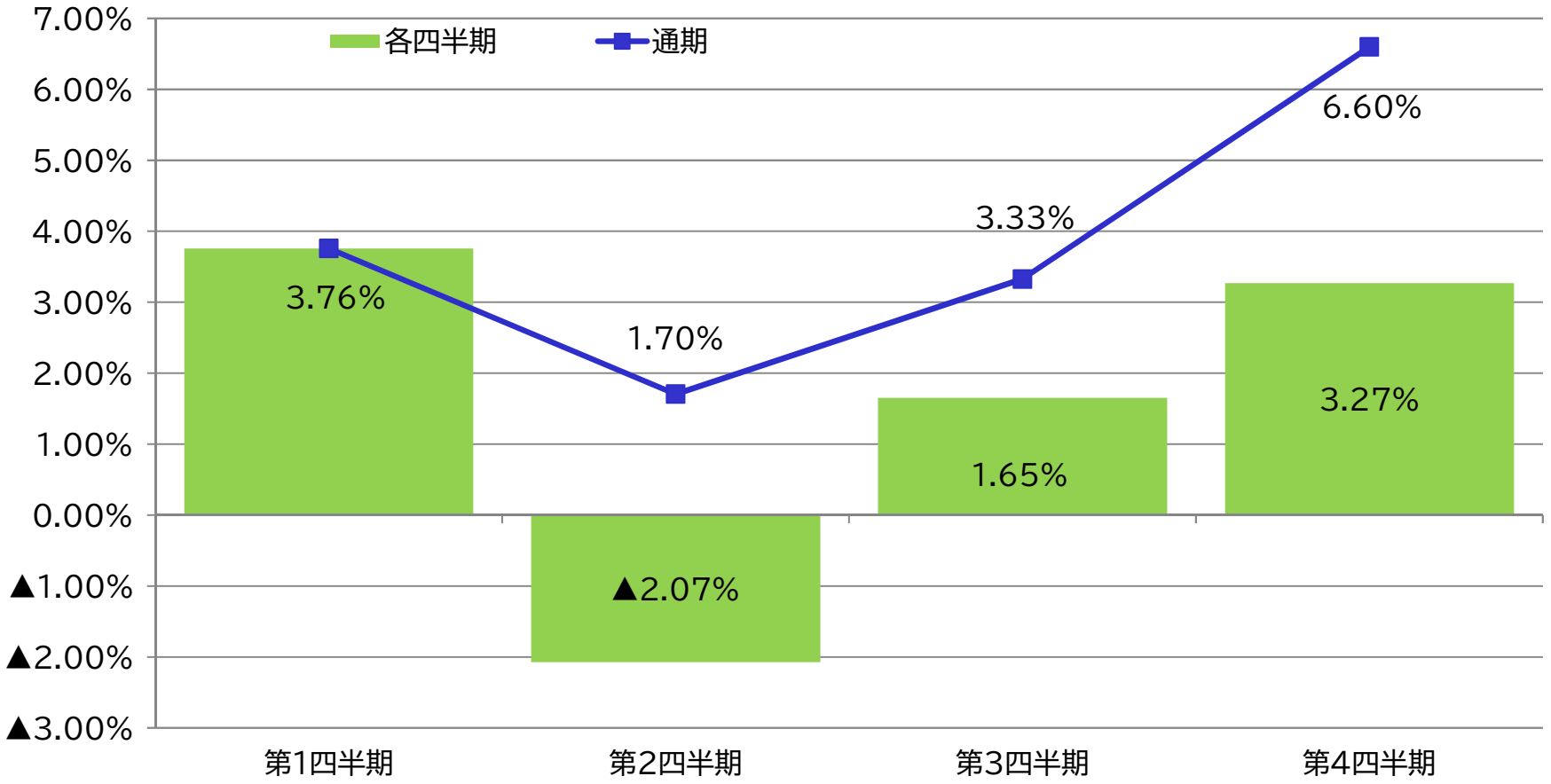

2. 収益率

(2)運用資産別収益率

令和5年度の各資産別収益率は、国内債券は、日銀が長期金利の許容限度幅を拡大したことやマイナス金利解除などから金利が上昇し、利回りがマイナスになりましたが、他の3資産については世界的な株高の影響や円安・ドル高により、大幅にプラスとなったことから**全体で6.60%**となりました。

【 資産別収益率(四半期毎)】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通　期
国内債券	0.41%	▲2.95%	0.89%	▲0.51%	▲2.19%
国内株式	14.79%	2.52%	2.06%	18.13%	41.89%
外国債券	7.60%	▲0.74%	2.27%	5.49%	15.22%
外国株式	16.16%	▲0.42%	5.55%	16.80%	42.60%
資産合計	3.76%	▲2.07%	1.65%	3.27%	6.60%

【 資産別収益率(通期)】

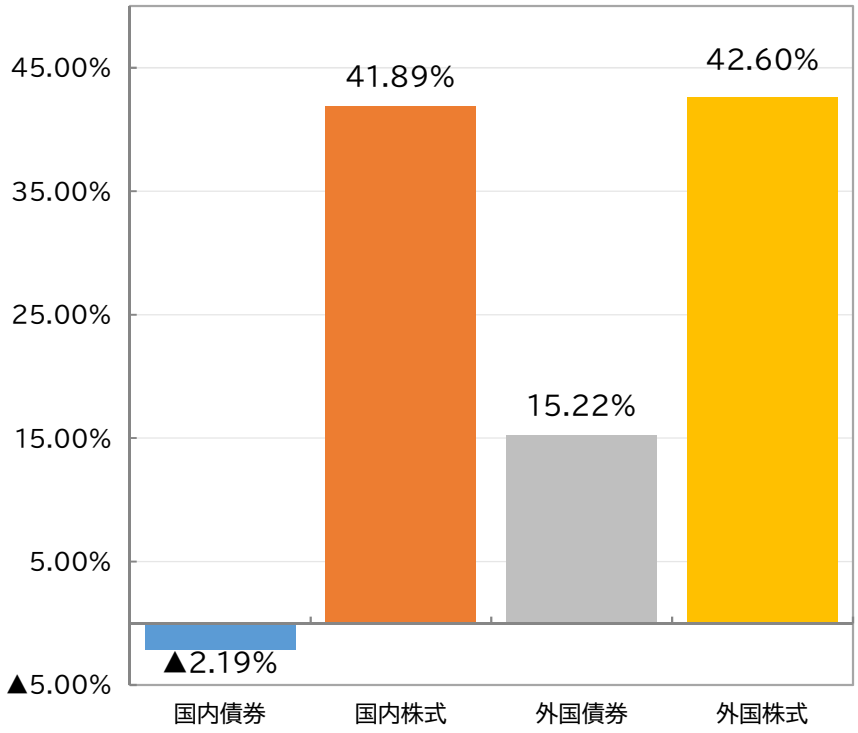

(注)各運用資産の収益率は時間加重収益率、資産合計の収益率は修正総合収益率(信託報酬等控除前)です。

2. 収益率

(3)直近5年間(令和元年度～令和5年度)の収益率の推移

① 直近5年間の資産合計の収益率(修正総合収益率)の推移は、次表のとおりです。
なお、10年間の平均収益率は年率 2.97%となっています。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
▲1.60%	7.52%	1.62%	▲0.56%	6.60%

5年間(年率)	10年間(年率)
2.65%	2.97%

(注1)収益率の平均は各年度の幾何平均(年率換算)です。
(注2)収益率は信託報酬等控除前です。

② 直近5年間の運用資産別収益率(時間加重収益率)の推移は、次表のとおりです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国内債券	▲0.16%	▲0.72%	▲1.20%	▲1.64%	▲2.19%
国内株式	▲9.27%	42.27%	2.20%	5.74%	41.89%
外国債券	4.52%	5.07%	1.96%	▲0.53%	15.22%
外国株式	▲12.81%	59.45%	22.71%	2.25%	42.60%

5年間(年率)
▲1.18%
14.63%
5.12%
19.99%

(注)収益率の平均は各年度の幾何平均(年率換算)です。

3. 運用資産額

(1)基本ポートフォリオからの乖離状況

① 運用資産別の推移

令和5年度の新基本ポートフォリオへの移行に伴い、国内株において乖離許容幅を超過しました。リバランスについては、年金給付の不足に充てるための資産の取り崩しを国内株の超過分から行うなどにより、調整しました。

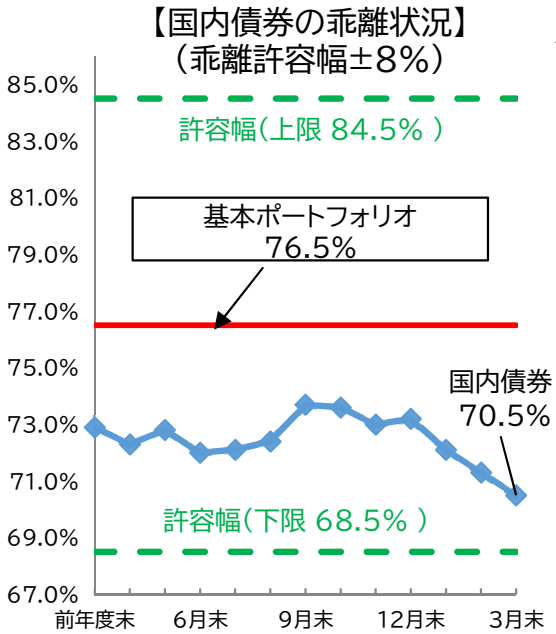

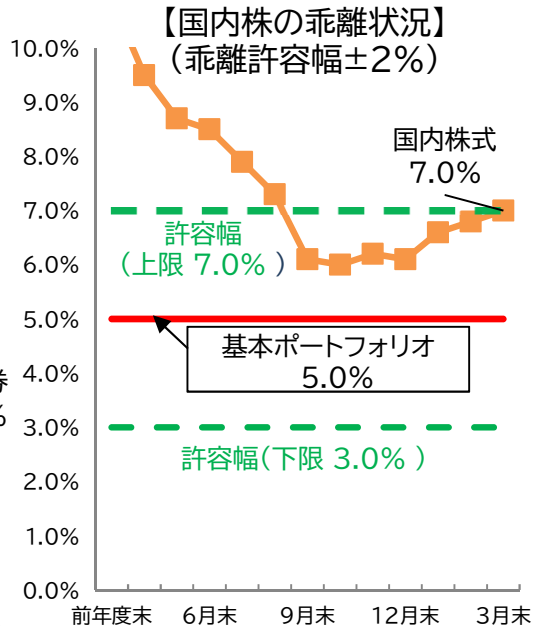

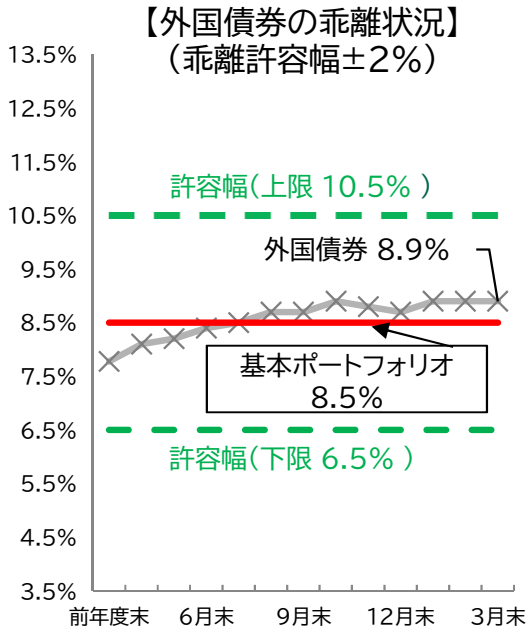

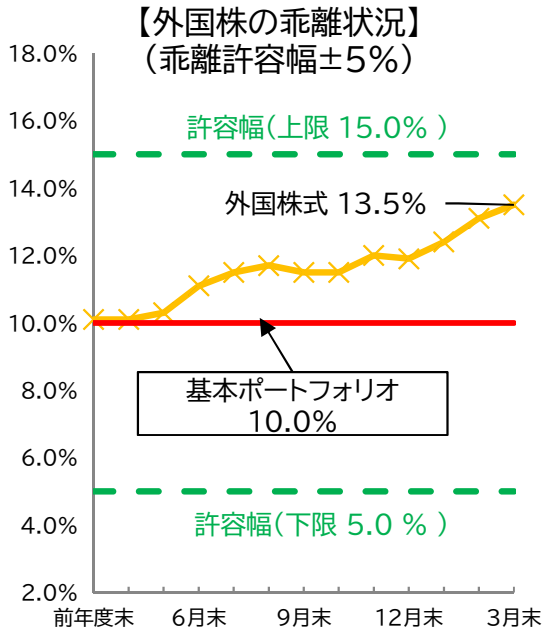

令 和 6 年 3 月 末 時 点	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
基 本 ポ ー ト フ ォ リ オ	76.5%	5.0%	8.5%	10.0%
実 績 構 成 割 合 (乖離幅)	70.5% (▲6.0%)	7.0% (2.0%)	8.9% (0.4%)	13.5% (3.5%)
乖 離 許 容 幅	±8%	±2%	±2%	±5%

3. 運用資産額

② 短期資産の推移

令和5年度の短期資産(年金給付のための待機資金)の推移は、次表のとおりです。

※なお、年金給付保険金の支払額の不足に対応するため、運用資産を 24億56百万円取り崩しました。
(すべて国内株式)

(単位:百万円)

	収入				支出	収支差	短期資産残高
	保険金	特例保険金	運用資産取崩し	計(A)	年金給付金(B)	(A)—(B)	
令和4年度	7,309	4,600	1,692	13,601	14,284	▲ 682	1,732
令和5年4月	651	0	3	654	1,186	▲ 532	1,200
令和5年5月	361	0	847	1,208	1,199	9	1,209
令和5年6月	560	62	546	1,168	1,183	▲ 16	1,193
令和5年7月	583	104	522	1,209	1,182	27	1,219
令和5年8月	494	118	538	1,150	1,182	▲ 32	1,188
令和5年9月	514	1,204	0	1,718	1,177	541	1,715
令和5年10月	672	231	0	903	1,182	▲ 280	1,435
令和5年11月	847	520	0	1,367	1,204	163	1,598
令和5年12月	727	1,084	0	1,810	1,215	595	2,193
令和6年1月	796	235	0	1,031	1,208	▲ 177	2,015
令和6年2月	807	534	0	1,342	1,228	113	2,129
令和6年3月	627	509	0	1,136	1,193	▲ 57	2,058
合計	7,638	4,600	2,456	14,694	14,340	354	

(注1)保険金は月末に入金されます。また、年金給付金は月初に支出されます。
(注2)特例保険金は国・地方公共団体(都道府県・指定都市)からの公費による財政支援です。
(注3)各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

3.運用資産額

(2)直近5年間(令和元年度～令和5年度)の運用資産額等の推移

直近5年間の運用資産額及び構成割合の推移は、次表のとおりです。

(単位:百万円)

	令和元年度末		令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合
国内債券	51,142	75.2%	50,776	71.5%	50,166	71.9%	49,343	72.9%	49,110	70.5%
国内株式	5,575	8.2%	7,748	10.9%	6,730	9.6%	6,353	9.4%	4,884	7.0%
外国債券	6,080	8.9%	5,322	7.5%	5,426	7.8%	5,397	8.0%	6,219	8.9%
外国株式	5,208	7.7%	7,206	10.1%	7,453	10.7%	6,600	9.7%	9,412	13.5%
運用資産計	68,005	100.0%	71,052	100.0%	69,775	100.0%	67,693	100.0%	69,625	100.0%

(参考)

	令和元年度末		令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合
運用資産計	68,005		71,052		69,775		67,693		69,625	
短期資産	3,057		2,475		2,442		1,732		2,058	
資産合計	71,062		73,526		72,217		69,425		71,683	

(注1)時価総額欄の金額は未収収益及び評価損益を考慮した額です。
(注2)各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

4. 令和６年度の運用状況

○ 令和6年度の収益率(四半期別)は、6月末0.18%、9月末▲0.68%で推移しています。
なお、令和6年度の収益率(令和6年4月から9月)は、9月末▲0.49%となっています。

【資産合計の収益率(四半期別)の推移】

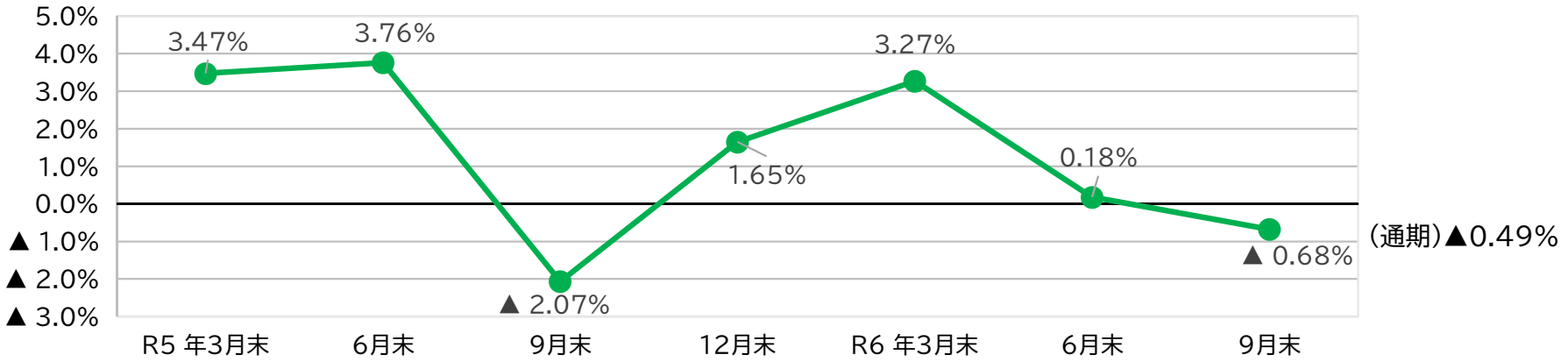

(注)資産合計の収益率は修正総合収益率(信託報酬等控除前)です。

【ベンチマーク収益率の推移】

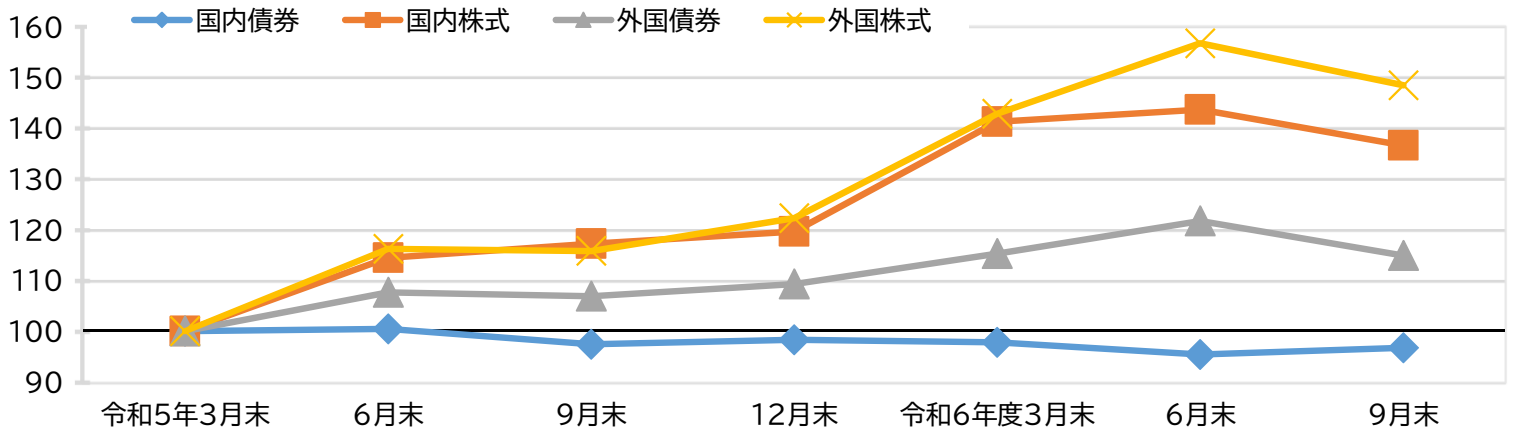

(注)令和5年3月末を100とした場合の推移です。

5. 過去10年の利回りの状況

○ 実績10年平均利回りは2.969%となっており、目標利回り±1σの範囲内で推移しています。

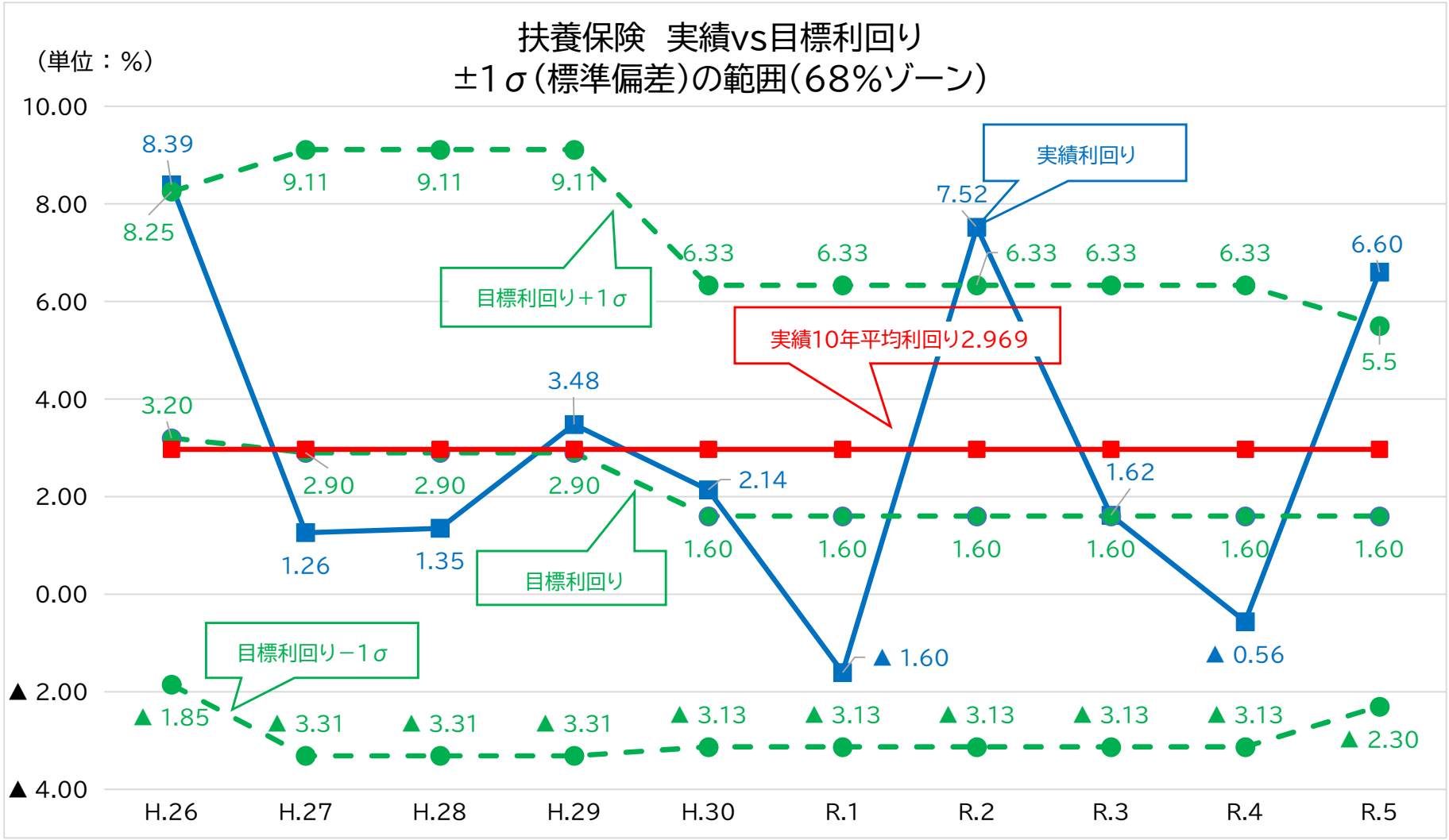

（注）「標準偏差」は基本ポートフォリオ策定時に算出した値（H26：5.05%、H27～29：6.21%、H30～R4：4.73%、R5：3.9% ）

5.過去10年の利回りの状況

○　年度によってマイナスに転じている資産があるものの、分散投資により一定の利益を確保しています。

各資産の収益率(時間加重収益率)× 基本ポートフォリオの資産構成比率

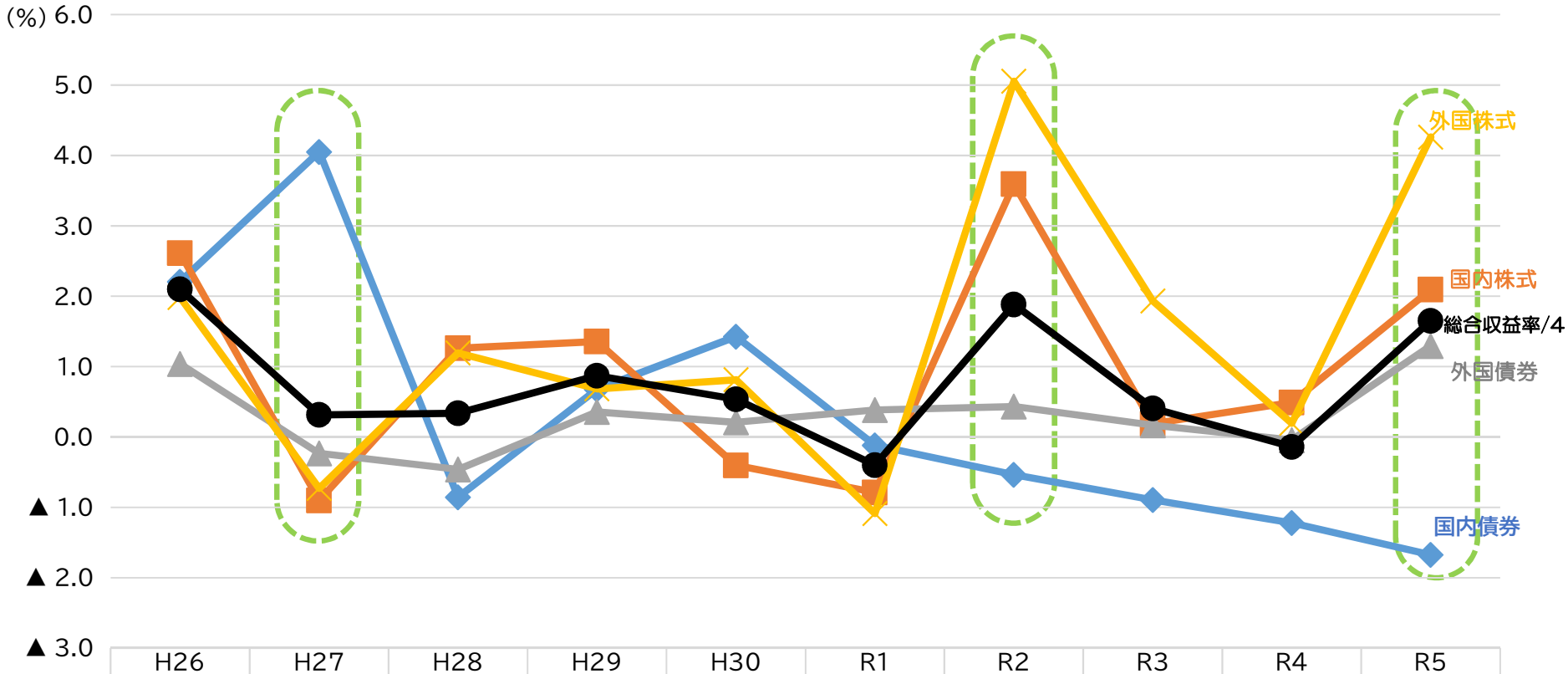

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国内債券	2.21	4.05	▲ 0.86	0.68	1.42	▲ 0.12	▲ 0.54	▲ 0.89	▲ 1.22	▲ 1.68
国内株式	2.61	▲ 0.90	1.26	1.36	▲ 0.41	▲ 0.79	3.59	0.19	0.49	2.09
外国債券	1.04	▲ 0.23	▲ 0.46	0.36	0.21	0.38	0.43	0.17	▲ 0.05	1.29
外国株式	1.98	▲ 0.73	1.19	0.68	0.81	▲ 1.09	5.05	1.93	0.19	4.26
総合収益率/4	2.10	0.32	0.34	0.87	0.54	▲ 0.40	1.88	0.41	▲ 0.14	1.65

参　考　資　料

（参考1）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

令和5年4月1日
独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用に当たり、厚生労働大臣が指示する中期目標及び厚生労働大臣が認可する中期計画に基づき、以下のとおり運用に関する基本方針を定める。

Ⅰ　基本的な考え方

1　基本原則

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって確実に年金給付することができるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施するものとする。

2　運用の目的

扶養保険資金の運用は、将来にわたって心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）の運営の安定に資する上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

3　運用の目標

上記1、2に基づき、中期目標及び中期計画の定めるところにより、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

(参考1)心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

4 資産構成

(1)投資対象資産

扶養保険資金の運用における投資対象は、機構法第12条第6項に規定する次に掲げるものとする。

① 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
③ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

(2)基本ポートフォリオの策定

① 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)及び乖離許容幅は、以下のとおりとする。

【基本ポートフォリオ】

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
基本ポートフォリオ	76.5%	5.0%	8.5%	10.0%
乖離許容幅	±8%	±2%	±2%	±5%

(注) 目標収益率は、1.60%、標準偏差は、3.90%となっている。

② この基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなることを基本に、扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定することとしており、上記資産の他、年金給付に必要な流動性(現金等)を確保した短期資産を別途保有する。
③ 別途定めるリバランスルールに基づき、この基本ポートフォリオが維持されるよう管理する。
④ この基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

(参考1)心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

(3)基本的な運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心として行うものとする。

5　情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

Ⅱ　委託運用

1　金銭信託による委託運用

機構は、信託業務を営む金融機関(以下「運用受託機関」という。)に金銭信託による運用を委託してこれを行うものとする。

(1)運用受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル・手法を勘案して運用受託機関を選定し、各運用受託機関に、この基本方針、リバランスルール並びに運用及び資産管理に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づく運用を指示する。

運用受託機関の選定に当たっては、当該運用受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力及び経験、⑦公的年金等の資金運用の経験及び実績等を十分審査して選定する。

(2)運用受託機関の評価

機構は、運用受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、原則として3～5年とする。

(参考1)心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

① 定量評価
　定量評価に当たっては、各運用受託機関における資産全体(短期資産を除く。)の時間加重収益率と、各運用受託機関の複合ベンチマークとの差を比較する。
　併せて、各資産別に、同一のベンチマークによって、運用受託機関ごとに比較する。
② 定性評価
　定性評価に当たっては、運用体制、運用方針、リスク管理体制、運用能力及び説明能力を評価項目とし、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性について検証する。併せて、報告書やミーティングを通じて、扶養保険資金の運用に対する理解と関心についても評価を行う。

(3)運用受託機関の資産配分変更等
① 機構は、評価結果に基づいて、運用受託機関への資産配分の変更、契約の変更、解除を行う。
② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
③ 市場価格の大幅な変動により、扶養保険資金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分の変更、契約の変更、解除等を行うことがある。
④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は扶養保険資金管理上必要が生じた場合には、扶養保険資金の安全性確保のため、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。

(4)運用受託機関の責務及び目標等
① 運用受託機関は、善良なる管理者の注意をもって、扶養保険資金の利益に対して忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

(参考1)心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

② 運用受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制整備等に努めるものとする。
③ 機構は、運用受託機関に対して、この基本方針、リバランスルール及びガイドラインを文書で通知し、運用受託機関は、これを遵守するものとする。
④ 運用受託機関は、資産区分ごとの運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を機構に対して明示し、これを変更する場合には、機構に文書で通知し、協議を行う。
⑤ 運用受託機関は、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。
⑥ 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、資産構成割合状況、運用方針等)及び扶養保険資金の管理に関する報告書(残高状況、損益状況(未収に係るものを含む。)、取引状況、費用状況等)を、少なくとも毎月1回機構へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、機構からの指示を受け、その結果を報告する。
⑦ 機構と運用受託機関は、原則として四半期ごとにミーティングを行い、扶養保険資金の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、機構と運用受託機関は、必要に応じ、情報交換、協議を行う。

(5)資産運用上の遵守事項
① 運用受託機関は、扶養保険資金の価値を維持し、より高い運用収益を確保するために、必要に応じて株主議決権を行使するものとする。
機構は、運用受託機関に対し、株主議決権の行使状況の報告を求めることができるものとする。

② 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に当たり、ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。
③ 運用受託機関は、有価証券等の売買を執行する場合は、各取引における執行コストが最も有利になるように、証券会社等の選定及び取引手法の選択を行い執行する。
④ ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標を用いることとする。
・国内債券:NOMURA－BPI総合
・国内株式:TOPIX(配当込み)
・外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円貨換算)
・外国株式:モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル
(MSCI) KOKUSAI(配当込み、税引前、円貨換算)
・短期資産:有担保コールレート(翌日物)

(6)資産管理上の留意点
運用受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券の保管及び資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意するものとする。

Ⅲ 運用管理体制
1 運用管理体制の整備、充実
(1)扶養保険資金の運用に係る業務は、機構の経理部資金課が行う。

(2)当該課においては、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。併せて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化及びコストの削減に努める。

(参考1)心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

２　委員会の設置

(1)この基本方針等の重要事項を審議することを目的として、資産運用に精通した外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会(以下「資産運用委員会」という。)を設置する。

(2)運用受託機関の選定及び見直し並びにリバランスルールに基づく指示等を審議することを目的として、機構の各担当理事、職員により構成される心身障害者扶養保険資金運用委員会を設置する。

Ⅳ　基本方針の変更

この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合に検証を加えることとし、資産運用委員会の審議を経て、変更できるものとする。

（参考2）心身障害者扶養保険資産運用委員会運営要領

平成19 年7月26 日細則 第3号

（目的）
第1条　この要領は、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第41条の2第1項の規定に基づき、心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。
（組織）
第2条　委員会は、委員5人以内で組織する。
（委員の委嘱）
第3条　委員は、経済、金融等に関する学識経験のある者のうちから、独立行政法人福祉医療機構理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。
（委員の任期）
第4条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
2　委員は、再任される
3　委員は、非常勤とする。
（委員長）
第5条　資産運用委員会に互選による委員長及び委員長代理を置く。
2　委員長は、会務を総理し、資産運用委員会を代表する。
3　委員長に事故があるときは、委員長代理がその職にあたる。

（参考2 ）心身障害者扶養保険資産運用委員会運営要領

（審議等事項）
第6条　資産運用委員会は、業務方法書第41条の2第2項に掲げる事項について審議するほか、次の各号に掲げる事項について、同条第3項の規定に基づき理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事長に建議することができる。
（1）リバランスルールに関する事項
（2）運用先（運用委託機関及び資産管理機関）の選定に関する事項
（3）運用実績に関する事項
（4）その他運用に関し必要と認める事項
（議事）
第7条　資産運用委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2　資産運用委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（役職員等の出席）
第8条　独立行政法人福祉医療機構の役職員等は、資産運用委員会に出席し意見を述べることができる。
（庶務）
第9条　資産運用委員会に関する庶務は、経理部資金課が行う。
（雑則）
第10条　この細則に定めるもののほか、議事の手続その他資産運用委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附　則
この細則は、平成19年7月26日から実施する。

(参考3)心身障害者扶養保険資産運用委員会

(1)資産運用委員会の開催状況

	開催日	主な審議内容等
第1回	平成19年9月12日	(1)心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針の策定 （目標収益率、基本ポートフォリオ及び運用スタイル等） (2)リバランスルールの策定
第2回	平成20年9月8日	(1)前回開催以降の作業内容報告 (2)「5・3・2規制」下の運用報告 (3)平成20年度第1四半期運用報告 (4)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第3回	平成21年3月30日	(1)基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境の検証 (2)平成21年度4月におけるニューマネーの配分 (3)平成21年度のリバランスの考え方
第4回	平成21年9月7日	(1)平成20年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第5回	平成22年9月7日	(1)平成21年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第6回	平成23年9月6日	(1)平成22年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証 (3)運用委託先の合併に伴う対応について
第7回	平成24年9月5日	(1)平成23年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第8回	平成25年9月6日	(1)平成24年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証

(参考3)心身障害者扶養保険資産運用委員会

	開催日	主な審議内容等
第9回	平成26年10月20日	(1)平成25年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の見直し （目標収益率、基本ポートフォリオ等）
第10回	平成27年9月9日	(1)平成26年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第11回	平成28年9月12日	(1)平成27年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第12回	平成30年2月15日	(1)平成28年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の見直し(目標収益率等)
第13回	平成30年10月25日	(1)平成29年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第14回	令和元年10月28日	(1)平成30年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第15回	令和2年11月5日	(1)令和元年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第16回	令和3年11月1日	(1)令和2年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証(乖離許容幅の見直し)
第17回	令和4年7月15日	(1)令和3年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオの検証
第18回	令和4年10月17日	(1)次期基本ポートフォリオについて
第19回	令和5年10月16日	(1)令和4年度の運用実績報告 (2)基本ポートフォリオの検証

(参考3)心身障害者扶養保険資産運用委員会

(2)資産運用委員会委員(令和6年10月現在)

氏　名	所　属　・　職　名
石川　賢司	年金積立金管理運用独立行政法人　審議役
大野　早苗	武蔵大学　教授
荻島　誠治	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング 株式会社　代表取締役社長
◎玉木　伸介	大妻女子大学短期大学部　教授
○村山　令二	健康保険組合連合会　参与

(※)五十音順・敬称略。 ◎が委員長、○は委員長代理。

(参考4)株主議決権の行使状況

運用受託機関における株主議決権の行使状況は、次のとおりです。

(1)国内株式の状況(令和5年4月～令和6年3月)

(単位:議案数、割合)

議案		会社機能に関する議案					役員報酬等に関する議案				資本政策に関する議案(定款変更に関する議案を除く)			定款変更に関する議案	買収防衛策		その他議案	合計
		取締役の選任	うち社外取締役	監査役の選任	うち社外監査役	会計監査人の選任	役員報酬	役員賞与	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプションの付与	剰余金の配当	自己株式取得	合併・営業譲渡・譲受、会社分割等		事前警告型買収防衛策	信託型ライツプラン		
行使総件数		16,827	6,904	1,850	1,271	56	553	81	61	53	1,386	36	48	616	74	0	7	21,648
会社提案	計	16,748 (100.0%)	6,851 (100.0%)	1,847 (100.0%)	1,268 (100.0%)	56 (100.0%)	533 (100.0%)	81 (100.0%)	61 (100.0%)	53 (100.0%)	1,357 (100.0%)	1 (100.0%)	48 (100.0%)	372 (100.0%)	73 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	21,236 (100.0%)
	賛成	13,461 (80.4%)	5,407 (78.9%)	1,632 (88.4%)	1,053 (83.0%)	56 (100.0%)	484 (90.8%)	64 (79.0%)	0 (0.0%)	36 (67.9%)	1,300 (95.8%)	1 (100.0%)	48 (100.0%)	365 (98.1%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	4 (66.7%)	17,452 (82.2%)
	反対	3,287 (19.6%)	1,444 (21.1%)	215 (11.6%)	215 (17.0%)	0 (0.0%)	49 (9.2%)	17 (21.0%)	61 (100.0%)	17 (32.1%)	57 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.9%)	72 (98.6%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	3,784 (17.8%)
株主提案	計	79 (100.0%)	53 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)	35 (100.0%)	0 (0.0%)	244 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	412 (100.0%)
	賛成	2 (2.5%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (27.6%)	3 (8.6%)	0 (0.0%)	11 (4.5%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (6.6%)
	反対	77 (97.5%)	52 (98.1%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	18 (90.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (72.4%)	32 (91.4%)	0 (0.0%)	233 (95.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	385 (93.4%)

(注1)行使総件数は、不行使件数を含みません。
(注2)反対には一部反対を含みます。
(注3)()内は各議案の計に対する割合です。

(参考4)株主議決権の行使状況

(2)外国株式の状況(令和5月4月～令和6年3月)

(単位:議案数、割合)

議案		会社機能に関する議案					役員報酬等に関する議案				資本政策に関する議案(定款変更に関する議案を除く)			定款変更に関する議案	買収防衛策		その他の議案	合計
		取締役の選任	うち社外取締役	監査役の選任	うち社外監査役	会計監査人の選任	役員報酬	役員賞与	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプションの付与	剰余金の配当	自己株式取得	合併・営業譲渡・譲受、会社分割等		事前警告型買収防衛策	信託型ライツプラン		
行使総件数		7,947	0	0	0	844	973	11	0	266	119	163	433	109	143	0	1,019	12,027
会社提案	計	7,939 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	842 (100.0%)	948 (100.0%)	11 (100.0%)	0 (0.0%)	266 (100.0%)	119 (100.0%)	163 (100.0%)	428 (100.0%)	52 (100.0%)	130 (100.0%)	0 (0.0%)	494 (100.0%)	11,392 (100.0%)
	賛成	7,628 (96.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	842 (100.0%)	853 (90.0%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	226 (85.0%)	119 (100.0%)	163 (100.0%)	391 (91.4%)	52 (100.0%)	125 (96.2%)	0 (0.0%)	487 (98.6%)	10,896 (95.6%)
	反対	311 (3.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	95 (10.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	40 (15.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	37 (8.6%)	0 (0.0%)	5 (3.8%)	0 (0.0%)	7 (1.4%)	496 (4.4%)
株主提案	計	8 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	57 (100.0%)	13 (100.0%)	0 (0.0%)	525 (100.0%)	635 (100.0%)
	賛成	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	34 (59.6%)	12 (92.3%)	0 (0.0%)	190 (36.2%)	256 (40.3%)
	反対	5 (62.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	13 (52.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (40.4%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	335 (63.8%)	379 (59.7%)

(注1)行使総件数は、不行使件数を含みません。
(注2)反対には一部反対を含みます。
(注3)()内は各議案の計に対する割合です。

(参考5)心身障害者扶養保険資金にかかる運用受託機関の状況

(1)運用受託機関の格付

	R&I	JCR	S&P	Moody's	Fitch
三井住友信託銀行	AA-	AA	A	A1	A-
(参考)みずほ信託銀行	AA	AA	A	A1	A
(参考)三菱UFJ信託銀行	AA	AA	A	A1	A

(注)格付けは、令和6年9月末時点

(参考)持ち株会社の格付け等

三井住友トラストグループ	AA-	AA	-	-	-
(参考)みずほフィナンシャルグループ	AA-	AA	A-	A1	A-
(参考)三菱UFJフィナンシャルグループ	AA-	AA	A-	A1	A-

(注)格付けは、令和6年9月末時点

(2)運用受託機関の損益及び財務の状況

	損益の状況			財務の状況	
	実質業務実績	経常利益	当期純利益	不良債権 (開示債権比率)	自己資本比率
三井住友トラストグループ	3,386億円	1,013億円	791億円	0.30%	13.64%
(参考)みずほフィナンシャルグループ	10,369億円	9,140億円	6,790億円	0.63%	16.94%
(参考)三菱UFJフィナンシャルグループ	18,437億円	21,279億円	14,907億円	0.05%	17.82%

(注1)損益の状況は令和5年度、財務の状況は令和6年3月末時点
(注2)不良債権(開示債権比率)は単体であり、その他は連結です